

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
重要事項説明書

医療法人社団 清宮医院

ホームヘルパーステーション山王ライフ

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス 重要事項説明書

ホームヘルパーステーション山王ライフの訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスをご利用されるにあたり、ご本人及びご家族の方に対し、当事業所のサービス内容等重要事項についてご説明させていただきます。

1 事業者の概要

事業者名	医療法人社団 清宮医院
事業者住所	群馬県前橋市紅雲町二丁目12-10
代表者名	清宮 和之

2 事業所の概要

事業所名	ホームヘルパーステーション山王ライフ
事業所住所	群馬県前橋市山王町133番地
指定番号	1070100894
管理者名	松村 初代
電話番号	027-266-8611
実施地域	前橋市 玉村町

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

ホームヘルパーステーション山王ライフは、介護を要する高齢者が快適な生活を送れるよう介護福祉士並びに訪問介護員（ヘルパー）が要支援者及び要介護者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業所の訪問介護員は、要支援者および要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護、生活援助サービスの提供を行くこととする。

4 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	介護福祉士	1名(兼任)		1名
訪 問 介 護 員	介護福祉士 介護職員初任者研修	2名(内1名管理者兼任)	1名	3名
事 務 員		1名(兼任)		1名

5 営業時間及び営業日

営業時間	午前8時30分～午後5時30分
営業日	月曜日から土曜日までとします。ただし、12月31日より1月3日は年末年始休業とします。

6 サービスの概要

(1) 身体介護

介助の内容

- ①食事介助 ②排泄介助 ③入浴介助 ④清拭⑤衣類の着脱介助
⑥服薬介助 ⑦体位交換 ⑧通院介助 ⑨その他

(2) 生活援助

援助の内容

- ①居室掃除・整理整頓 ②洗濯 ③買い物 ④調理
⑤衣類の整理・衣服の補修 ⑥その他

※訪問型サービスに限り、介護保険未申請でチェックリスト該当者の方でもサービスの対象となります。

7 利用料金

(1) 利用料

利用料金については別表1のとおりです。

(2) 料金のお支払方法

毎月15日に前月分の請求書を発行いたします。以下のいずれかの方法にてその月の25日までにお支払ください。お支払いいただいた後に領収書を発行いたします。銀行口座からの引き落としを選択された場合、概ね2か月後に自動振替が開始します。自動振替が開始されるまでは、現金支払い又は指定の銀行口座への振込にてお支払ください。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 指定の銀行口座への振込払い
- ③ 銀行口座からの引き落とし

8 秘密保持の保持及び個人情報保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供について当施設は、利用者及び連帯保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。

9 交通費について

ご利用者の居宅が、当事業所の通常の事業実施地域以外にある場合には、交通費の実費をいただきます。

10 事業所としての対策

(1) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松村 初代
-------------	-------
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 身体拘束について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3) 業務継続計画の策定

感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業員に対し周知、必要な研修を行っています。また、必要に応じた定期的な業務継続計画の変更を行います

(4) 衛生管理対策

感染対策委員会を設置し、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう指針を整備し、マニュアルに基づき従業員に対する研修を行っています。

(5) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡を行うとともに、事故に遭われた利用者の救済、事故の拡大防止等必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

12 緊急時における対応方法

サービス提供時に病状の変化等があった場合は速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した介護支援専門員（地域包括支援センター）等へ連絡します。

緊急時の連絡先及び対応可能時間は下記のご利用者のご相談窓口にお問い合わせ致します。（日曜日を除く）

13 サービスの質の向上

当事業所は、自らその提供する介護サービス等の質の評価を山王ライフ評価委員会の組織のもと行い、常にその改善を図るものとします。また、山王ライフ評価委員会は従業員以外の者をもって組織し、その評価は公表するように努めるものとします。

14 苦情受付窓口

ご利用者のご相談窓口

受付時間： 午前8時30分～午後5時30分

電 話： 027-266-8611

担 当 者： 松村 初代

場 所： 群馬県前橋市山王町133番地

市町村（保険者）等の窓口

下記窓口でも相談、要望、苦情等を伝えることができます。

各市町村の介護保険担当

・前橋市 027-224-1111（代表）

・伊勢崎市 0270-24-5111（代表）

・玉村町 0270-65-2511（代表）

国保連合会 027-290-1323

（平日9：00～16：30）

当事業所は利用者に対し訪問介護サービスの提供にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 群馬県前橋市紅雲町二丁目12-10
名称 医療法人社団 清宮医院
代表者 理事長 清宮 和之 印

事業所名 ホームヘルパーステーション山王ライフ

説明者氏名

印

私は、本書面に基づき事業所職員より重要事項の説明を確かに受け、内容、サービス提供の開始に同意いたします。また、前項8の秘密保持についても同意いたします。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名

印

連帯保証人
住所

氏名

印(続柄)

個人情報の利用目的

ホームヘルプステーション山王ライフでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

利用料金表

ホームヘルパーステーション山王ライフ

1. 基本料金、加算料金

介護度	サービス内容			単位数	備考
要支援 1・2	1週当たりの標準的な回数を定める場合	週に1回程度の場合	/月	1,176単位	
		週に2回程度の場合		2,349単位	
		週に3回程度の場合		3,727単位	
要介護 1～5	身体介護のみ利用した場合	20分未満	1回	179単位	
		20分以上30分未満		268単位	
		30分以上1時間未満		426単位	
		1時間以上1時間半未満		624単位	
	身体介護に加え生活援助を行った場合 (上記の単位に加え)	20分以上45分未満		72単位	
		45分以上70分未満		143単位	
		70分以上		215単位	
	生活援助のみ利用した場合	20分以上45分未満		197単位	
45分以上		242単位			
初回加算			/月	200単位	
緊急時訪問介護加算（要介護のみ）			1回	100単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			/月	所定単位数の22.4%を加算	

※当事業所は、要介護1～5において特定事業所加算（Ⅱ）が適用され、基本報酬単位数に10%が加算された単位数となっております。

※合計単位数に10.21円（地域区分7級地）を乗じた額（小数点以下切捨て）の各利用者の負担割合に応じた額がご利用者負担となります。

※介護保険の給付を超えたサービス利用分は全額自己負担となります。

※上記サービス内容の時間は、実際のサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間です。

※やむを得ない事情、且つご利用者様(ご家族様)の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※通常の事業の実施地域（前橋市・佐波郡玉村町）を越えて行う指定訪問介護に要した交通費については、利用者又は家族に対して事前に説明、同意の上、別途、相当する料金を請求させていただきます。